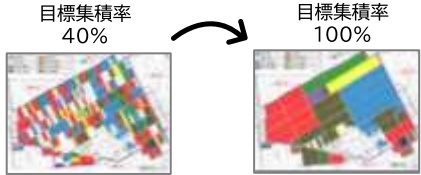
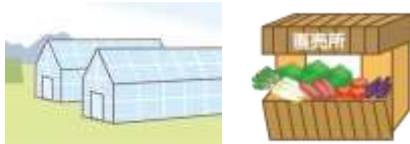
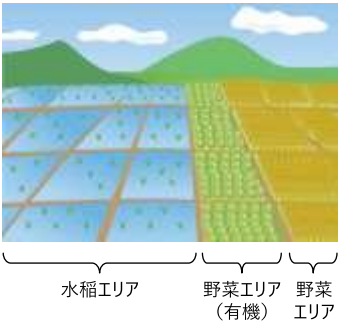


地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上 の利用 (事後の変更可)	地域の農業の 将来の在り方等	・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	
	農業を担う者	・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け ☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	
	農業用施設	・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・ 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など ☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	
農業外 の利用 (事前の変更要)	農地の転用	・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用 ☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	